

## 宿毛市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が取り組まなければならない業務として、明確に位置づけられた。

宿毛市は、高知県の西南端に位置し、愛媛県と隣接する位置にある。地形は全般的に山岳丘陵地帯が多く、北部山岳地帯から全体的に東部、宿毛湾に向かって低くなっている。

土地の総面積は286.19 km<sup>2</sup>で山林など森林面積が84%で占められ、田畑などの農用地面積は全体の3.8%と極めて少なく、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農種類が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

急速な高齢化により、遊休農地の発生が懸念されており、その発生防止・解消を行わなければならないことから、担い手への農地集積・集約化のため、農地中間管理機構を活用し取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、「農業委員会等に関する法律」第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、宿毛市農業委員会の指針として、具体的な取組を下記のとおり定める。

なお、この指針は、平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

### 第2 具体的な目標と推進方法

#### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

##### (1) 遊休農地の解消目標

目標と実績	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成29年3月)	1,230ha	15.1ha	1.23%
3年後の目標 (平成32年3月)	1,230ha	7.1ha	0.58%
目 標 (平成35年3月)	1,230ha	0ha	0%

## (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員を管内5つの区域に分け、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を毎年8月に実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

### ② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けを行う。

### ③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（荒廃農地調査で再生利用が困難な農地）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

目標と実績	管内の農地面積(A)	農地利用集積面積(B)	集積率(B/A)
実績 (平成29年3月)	1,230ha	75.8ha	6.16%
3年後の目標 (平成32年3月)	1,230ha	276.8ha	22.50%
目標 (平成35年3月)	1,230ha	553.5ha	45.00%

## (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

### ① 「人・農地プラン」の積極的な参画について

地域における農地の問題解決のための「人・農地プラン」へは、農業委員・推進委員の立場で積極的に参画する。

### ② 農地の利用調整と利用権設定について

農業委員及び推進委員は、農地の所有者と地域の担い手農業者の仲介役となり、農地中間管理機構が進める制度を活用した農地集積事業の普及に努める。

具体的には、担い手農家と農地の所有者との意向のマッチングを実施し、基準や条件があったときは農地中間管理機構の事業を活用して農地の集積を図る。

## 3. 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

目標と実績	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
実績 （平成 29 年 3 月）	1 人 （ 0. 26ha）	0 法人 （ 0. 0ha）
3年後の目標 （平成 32 年 3 月）	3 人 （ 0. 60ha）	1 法人 （ 0. 5ha）
目標 （平成 35 年 3 月）	6 人 （ 1. 20ha）	2 法人 （ 1. 0ha）

### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

#### ① 関係機関との連携について

関係課、JA、高知県、農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携して、新規就農者へのサポート体制を構築し必要な支援を行う。

## 4. その他

この指針は、農地等利用の最適化の推進状況を検証し、必要に応じて目標値の見直しを図る。